山形市消費生活センター情報 2024年3月号



ネット通販で、洋服を注文し、指定された口座に代金を 振込んだ。

翌日、「在庫切れのため、 〇〇ペイで返金する」とメー ルが届き、無料通話アプリに 登録するよう指示された。

消費者庁のイラストを加工

「〇〇ペイで返金します」は詐欺!



ここが重要べニ!!

- ●ネット通販で商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに送金してしまった、という相談が全国の消費生活センターに寄せられています。
- ●詐欺サイトに代金を振り込んだ消費者に対して、返金すると持ち 掛け、二重に騙す詐欺の手口です。
- ●ネット通販での代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「○○ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。
- ●決済アプリの仕組みが分からないまま、相手の指示に従ってスマートフォンを操作することは危険です。
- ●返金を持ち掛けられた場合やトラブルに遭った場合には、すぐに消費生活センターや警察にご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1霞城セントラル3階 〈相談受付〉火〜日(月・祝休館)午前9時〜午後5時 〈相談専用電話〉023-647-2211 消費者ホットライン188もご利用ください 山形市公式 LINE にて毎月センター 情報を配信中です

